

ればならないわけですが、古い管から順次布設がえをし、また漏水調査を実施する中で、当年度の有収比率は八六・七〇と、前年と比較し六〇上昇いたしております。しかし、都下二十六市で比較いたしますと、まだ中くらいでございますので、さらに有収水量を高めるとともに、市民の日常生活に欠くことのできない貴重な水を提供し、する重大な責任を有する事業であることを職員は常に認識し、市民がおいしい水をいつまでも飲めるよう、今後とも一層の努力と精進を期待いたしまして、簡単でございますが決算審判の補足報告といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十二号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

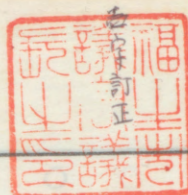
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十二号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第十七 議案第九十二号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）



- 建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第九十三号市道路線の認定について御説明申し上げます。
- 縣心案でありました福生駅東口土地区画整理事業の完了見込みに伴い、換地処分前に市道路線の再編成をし、換地処分後の昭和五十九年三月一日以降、直ちに道路管理が行えるよう、本議案に提出の東一号線ほか九路線を道路法第八条の規定に基づき認定しようとするものであります。
- なお、換地処分後は新番地となるわけでありましたが、この扱いについては、御議決をいただく路線本件^{（体）}の変更ではなく、起点及び終点の番地先の名称の変更だけでありますので、新番地先名に変更する告示を行うこととなります。
- 以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。
- 三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。
- ただいま議題となっております議案第九十三号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

- 議長（田村市郎君） お諮りいたします。
- ただいま村野和一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。
- よって議案第九十三号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第十八 議案第九十四号 市道路線の廃止についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第九十四号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。
福生駅東口土地区画整理事業地区内に所在する市道路線について、今議案に提出の市道第一〇九〇号線ほか六路線が区画整理事業により、全部または一部不用となりますので、換地処分前に路線の再編成が必要となるため、道路法第十条第一項の規定に基づき廃止しようとするものでございます。
以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案とおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○二番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第九十四号については、建設委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。

よって議案第九十四号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第十九 議案第九十五号 権利の放棄
についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第九十五号

権利の放棄について御説明申し上げます。

この権利の放棄と申しますのは、前回の九月定例議会の全
員協議会において御説明を申し上げました福生駅東口土地区画
整理事業の竣工に伴って発生した精算金のうち、市に対する交
付金分を辞退し、各権利者に対し精算金の緩和を図ろうとする
ものであります。

この福生駅東口土地区画整理事業も都市計画決定をし、事業認
可を受け、着手するまで約十年間、幾度となく説明会を開催し、
協議を重ねてまいりましたが、住居地域の権利者から七項八の条

件が提案されました。その一項の中に、減歩率を当初平均二四〇であ
るものを平均一五〇、最高でも二三〇程度にできるならば、事業の協
力をするとのことでありました。

これを受けて、市といたしましては、事業を着手することに
ついていろいろ検討した結果、減歩率緩和のための用地の先買いを行
うことになり、当時、議会の合意も得て実行に移り、事業が着
行されたわけであります。

このような経過から、現在行っております換地計画の中では、こ
の減歩緩和用地として先買いを行った千八百四平方メートルの土地に
ついて、土地区画整理法第九十条の換地を定めたい土地として、当初の目
的どおり、減歩緩和に用立て、処分を行いました。そのため、この減
歩緩和用地部分について、当然精算金が市に交付されるわけでござ
います。この精算金が五千三百三十九万四千円であります。しか
し、当初の権利者との約束を完全履行するために、この精算交
付金を権利者の方々の精算金の緩和に充当することが望ましいの

ではないかということから、九月の定例議会の全員協議会において御説明を申し上げたわけでございます。精算交付金を辞退するということは権利の放棄ということになり、地方自治法第九十六条第一項第九号の規定に基づき、議会の議決を必要とすることになっておりますので、本案を提案申し上げた次第でございます。何とぞ、事業の目的、経過等を御理解いただき、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明いたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第二十陳情第五十八・三号 軍人軍属に係る恩給法の改正に関する陳情書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 仲村清信君登壇）

○厚生委員八長（仲村清信君） 御指名がございましたので、陳情第

五十八号 軍人軍属に係る恩給法の改正に関する陳情書について、委員会における審査報告を申し上げます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は、省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本陳情書の審査は、九月十二日と十一月二十一日の二回にわたりました。

委員に、本件についての御意見等を求めましたところ、福生市においては、今までこのような運動をしてきた経緯があるか、また近隣の市町においてどのようなになっているか等の質問に対しては、本件の陳情の趣旨は、軍人恩給についてのものであるが、市としては、過去、特にこのような関係で、上部団体、国等に働きかけたということはないと思う。二三年前に、ソ連の抑留者に対する補償問題で陳情があったと思うが、採択して、国の上部機関に意見書を提出したという経緯がある。

また本件について、近隣の青梅市、秋川市、羽村町、瑞穂町においては、いずれも請願で、九月定例会で採択され、意見書が送付されているとの説明を聞いた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告をさせていただきます。

議長(田村市郎君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより陳情第五十八号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって陳情第五十八号は、委員長長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第二十一 陳情第五十八号 歩道橋設置に関する陳情書を議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で意見は終わります。

陳情第五十八号については、お手元に御配付の別紙委託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午後六時三十分 休憩

午後六時四十一分 開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十二 陳情第五十八号 医療保険制度の改善に反対し、厚生行政をただす意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で意見は終わります。

陳情第五十八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（田村市郎君） 日程第二十三 陳情第五十八号 健康

保険改正に関する陳情書を議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で意見は終わります。

陳情第五十八・十六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長(田村市郎君)

日程第二十四 請願第五十八・四号 食品添

加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願書を議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

紹介議員原 敏子君から本趣旨の説明を求めます。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君)

請願第五十八・四号 食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願書について趣旨説明を行います。

本請願は、厚生省がこれまで認可されていない食品添加物を新規指定品目として認め、さらに拡大の方針を出したことに對して、食品添加物の指定品目拡大に反対の意見書を提出してほしいというものです。

請願趣旨にも書かれていますように、安全性に疑いのある食品添加物を排除することが、国民の命と健康を守る大前提となります。特に、酸化防止剤のBHAは、昨年、日本の学者の試験によって、発がん性があることが明らかとなっています。厚生省は、そのため一度使用禁止措置をとりながら、アメリカ政府から圧力がかかる中、使用禁止を延期してしまいました。

こうした状況の中で、多くの消費者の願いとして、食生活の安全確保が叫ばれています。国民の命と健康を守るためにこの請願が採択されますようお願いいたします。簡単にすが趣旨説明といたします。

○議長(田村市郎君)

以上で紹介議員の趣旨説明は終わります。

した。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

請願第五十八・四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長(田村市郎君) 日程第二十五 陳情第五十八・十七号 医療

保険制度改革案反対に関する陳情書を議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で意見は終わります。

陳情第五十八・十七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長(田村市郎君) 日程第二十六 陳情第五十八・十八号 国

道十六号線拡幅に関する陳情書を議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で意見は終わります。

陳情第五十八・十八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

○議長(田村市郎君) 日程第二十七 議案第九十六号 旧軍人・軍

属恩給欠格者の救済に関する意見書を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(十四番 仲村清信君登壇)

○十四番(仲村清信君) 御指名をいただきましたので、議案第九

十六号 旧軍人・軍属恩給欠格者の救済に関する件について、地方自治法第九十九条第二項の規定によって意見書を関係行政庁に提出していただきたく、提案理由の説明を行わせていただきます。戦後と申しましても、すでに四十年にならんとしている今日、祖国のために、また国民の義務としてその青春時代をささげ戦った五百数十万人に及ぶ人たちが、恩給法の不備なために何ら報われることなく今日まで放置され、救済措置が講じられず、時が過ぎてしまいました。これらの人たちは、国に対して、在職年数に算入する加算年の改善、厚生年金、国民年金等への通算処置を強く望んでおります。

福生市においても、三十八名の方々がこの運動に参加されておりますが、これらの方々は、恩給年限にあと数ヵ月加算されれば受給できるという方ばかりであるとのことでございます。

私たちが、今日、平和で文化的な生活ができているのも、これらの方々の大きな貢献があったためだと思えます。また、これらの方

々の大きな貢献があったためだと思えます。また、これらの方々は、すでに大変高齢化しており、将来の生活設計にも、何としてもその実現を強く要望しております。

どうぞこれらの実情を御理解いただきまして、本議会において、御配付の意見書提出を御可決賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本会案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第九十六号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）